

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2023年4月10日	
【会社名】	双日株式会社	
【英訳名】	Sojitz Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤本昌義	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	
【電話番号】	03-6871-5000(代表)	
【事務連絡者氏名】	人事部長 小倉 茂	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	
【電話番号】	03-6871-5000(代表)	
【事務連絡者氏名】	人事部長 小倉 茂	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	646,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	双日株式会社名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目10番20号) 双日株式会社関西支社 (大阪市北区梅田三丁目3番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2023年4月10日付で臨時報告書を提出したことに伴い、2023年2月2日付で提出した有価証券届出書及び2023年2月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書について当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)2022年6月17日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第1四半期(自2022年4月1日 至2022年6月30日) 2022年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第2四半期(自2022年7月1日 至2022年9月30日) 2022年11月11日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第3四半期(自2022年10月1日 至2022年12月31日) 2023年2月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月20日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年2月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2023年1月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年2月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自2021年 4 月 1 日 至2022年 3 月31日)2022年 6 月17日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第 1 四半期(自2022年 4 月 1 日 至2022年 6 月30日) 2022年 8 月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第 2 四半期(自2022年 7 月 1 日 至2022年 9 月30日) 2022年11月11日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期 第 3 四半期(自2022年10月 1 日 至2022年12月31日) 2023年2月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年 4 月10日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2022年 6 月20日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年 4 月10日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく臨時報告書を2023年 1 月18日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(2023年 4 月10日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を2023年 4 月10日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年 4 月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年 4 月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

以上